

当レジュメは簿記塾オッジの公式メルマガ「オッジ通信・平成30年3月16日号」から全8回にわたって連載された2級の新出題範囲「税効果会計」について解説した記事をまとめたものです。

著作権は簿記塾オッジに属しますが、出典明記のうえ、ご自由に転載・転送ください。

税効果会計その1

税効果会計って何をするの？

平成30年度から日商簿記2級試験の出題範囲に新たに加わる予定の**税効果会計**。

この言葉を聞いただけで「うわぁ～、何だか難しそう」と身構えてしまう人も多いかもしれない。だが、丁寧にステップを踏んで学べば必ずマスターすることができるので安心して欲しい。今回の連載が、あなたの簿記学習の参考になれば幸いだ。

▼税効果会計とは？

テキスト的な表現をすれば、税効果会計とは「会計上と税法上の一時的な差異を調整し、法人税等の金額と税引前当期純利益を対応させるための会計処理」ということになる。

しかし、これだと何のことかチンプンカンプンだという人も多いことだろう。そこでちょっととした具体例で考えてみよう。

従来の簿記検定2級では下記のように、法人税等の金額を単純に当期純利益の40%などとして計算させている。

(法人税等の計算条件)

- ・収益の金額 10,000円
- ・費用の金額 6,000円
- ・法人税等は税引前当期純利益の40%とする。

この条件で法人税等を計算すると $(10,000円 - 6,000円) \times 40\% = 1,600円$ となり、この時の損益計算書は次のようになる。

損益計算書

1 収益	10,000
2 費用	6,000
税引前当期純利益	4,000
法人税等	1,600
当期純利益	2,400

ところが、実際の法人税等の計算は上記のように税引前当期純利益の40%などという単純な計算ではないのだ。

税法による法人税等の計算は**課税所得**といわれる税法上の利益に対して税率を掛けて算定することになっている。さらに、課税所得は**益金**（税法上の収益）から**損金**（税法上の費用）を差し引いて計算するのである。

この時、会計上の利益・費用と税法上の益金・損金が全く同じ金額でイコールならば問題ないのだが、企業会計と税法とではそれぞれの計算目的が異なるため、両者の範囲がビミョーに異なるのだ。

▼課税所得と法人税等の計算

それでは、先の例題にもう一つ条件を付け加えてみることにしよう。

（法人税等の計算条件）

- ・ 収益の金額 10,000 円
- ・ 費用の金額 6,000 円
- ・ 法人税等は税引前当期純利益の 40%とする。
- ・ 当期の費用のうち、税法上損金として認められない減価償却費 100 円が含まれている。

上記の条件で法人税等を計算すると以下のようなになる。

◎課税所得と法人税等の計算

- ・ 益金（税法上の収益）：10,000 円
- ・ 損金（税法上の費用）：6,000 円－100 円＝5,900 円
- ・ 課税所得の計算：10,000 円－5,900 円＝4,100 円
- ・ 法人税等の計算：4,100 円×40%＝1,640 円

そして、この時の損益計算書は次のようになる。

損益計算書

1 収益	10,000
2 費用	6,000
税引前当期純利益	4,000
法人税等	1,640
当期純利益	2,360

どうだろうか。

先に計算した会計上の法人税等が1,600円だったのに対して、税法の課税所得に基づいて計算した法人税等は1,640円となり、両者の損益計算書を比較すると法人税等と当期純利益の部分にズレが生じていることがお分かりいただけるだろうか。

▼会計上の法人税等と税法上の法人税等のズレに注目！！

今回紹介した具体例のように、会計上の利益に対応する法人税等が $4,000 \text{円} \times 40\% = 1,600 \text{円}$ なのに対して、実際の法人税等は課税所得に対して課税されるため $4,100 \text{円} \times 40\% = 1,640 \text{円}$ となる。

この両者の食い違い（差異）を調整する会計処理のことを税効果会計というのである。

細かな概念や考え方は追々解説していくことにするが、まずは「会計上の利益に対応する法人税等（“本来あるべき法人税等の金額”とでも言うておこう）と、実際の法人税等の金額は異なる」というポイントさえ確認できれば今回はOKだ。

▼まとめ

◎法人税等は課税所得に対して課税される。

◎会計上の収益・費用と税法上の益金・損金は必ずしもイコールではない。

◎収益 ≠ 益金，費用 ≠ 損金

◎課税所得 = 益金 - 損金

◎会計上の利益に対応する法人税等（税引前当期純利益 × 税率）と、実際の法人税等の差異を調整する一連の会計処理を**税効果会計**という。

税効果会計その2

会計と税法の違いから生じる差異とは？

前回、税効果会計とは「会計上の利益に対応する法人税等（税引前当期純利益×税率）と、実際の法人税等の差異を調整する一連の会計処理である」と説明したが、会計と税法の違いから生じる差異には一体どのようなものがあるのだろうか？

▼二種類の差異

会計と税法の違いから生じる差異には、**一時差異**と**永久差異**の二種類の差異がある。

会計上の「収益・費用」と税法上の「益金・損金」の認識の違いによって生じた差額のうち、将来解消される差異を一時差異、永遠に解消されない差異を永久差異とよぶ。

とはいうものの、解消される・されないと言われてもよくわからないだろうから、具体的な例で考えてみよう。

まずは一時差異から。

例えば 10,000 円の備品について、会計上の耐用年数を 4 年、税法上の耐用年数を 5 年、残存価額ゼロ、定額法で減価償却を行ったとする。

すると、毎年の減価償却費は会計上が $10,000 \text{ 円} \div 4 \text{ 年} = 2,500 \text{ 円}$ 、税法上が $10,000 \text{ 円} \div 5 \text{ 年} = 2,000 \text{ 円}$ となる。つまり、課税所得の計算上、会計上の減価償却費 2,500 円のうち 500 円が税法では損金として認められないことになり（これを損金不算入という）、両者に差異が生じる。

ところが、会計上、税法上ともに全期間を通した減価償却費のトータルは、どちらも下図のように 10,000 円となるのだ。

◎会計上の費用	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	=合計 10,000 円
---------	---------	---------	---------	---------	--------------

◎税法上の損金	2,000 円	=合計 10,000 円				
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------------

つまり、このように両者に一時的に差異が生じても、将来的にその差異が解消されるものを一時差異とよぶのである。

では、永久差異はどうだろう。

例えば交際費として10,000円を支払った際、会計上は10,000円全額を費用計上するが、税法上では支払額の9割までしか損金として認められないとしよう。すると、会計上の交際費10,000円のうち1,000円が税法では損金不算入となる。

ところが今回の差異は先程の減価償却費の時とは異なり、両者の間に生じた差異は永久に解消されることがない。

つまり、税法上は支払った交際費のうち9割しか損金として認めないと言っているのだから、時間が経過しようが何をしようが、会計上と税法上の差異が永久に解消されることはないのである。

◎会計上の費用	10,000円	← 両者の差異は永久に解消されることはない！
◎税法上の損金	9,000円	

このような永久に解消されない差異を永久差異とよぶ。

ちなみに、一時差異と永久差異の具体例にはそれぞれ次のようなものがある。

◆一時差異

- ・減価償却費の償却限度超過額
- ・貸倒引当金の繰入限度超過額
- ・棚卸資産の評価損
- ・その他有価証券の評価差額 など

◆永久差異

- ・交際費の損金不算入額
- ・寄付金の損金不算入額
- ・受取配当金の益金不算入額 など

▼税効果会計の対象となるのは一時差異のみ！

今回学習する税効果会計では、差異のうち一時差異が計算の対象となる。

そもそも税効果会計では税負担の適正な期間配分をおこなうことで貸借対照表上に将来の税負担の軽減効果・増加効果を表すことを目的としているため、差異が解消しない**永久差異は税効果会計の対象としない**のだ。

ただ、この概念や考え方は最初は解り辛いので、これから少しずつ触れていくことにしよう。

とりあえず今回は「**税効果会計は一時差異のみを対象とする**」と覚えておいてもらえばOKだ。

▼まとめ

◎会計上と税法上の差異には**一時差異**と**永久差異**の二つの差異がある。

◎将来解消される差異を一時差異、永久に解消されない差異を永久差異という。

◎**税効果会計の対象となるのは一時差異のみ**。

税効果会計その3

損金不算入・益金不算入と損金算入・益金算入ってナニ？

税効果会計の学習を進めていくと損金不算入や損金算入といった聞き慣れない言葉がでてくるが、これは一体何のことなのだろう。

▼損金不算入と損金算入

会計上は費用計上するが、税法上は損金にしないことを**損金不算入**という。

例えば得意先を接待するために100,000円を支払ったとしよう。会計上は支払額の全額100,000円を交際費として費用計上するが、税法上も同じだとは限らないのだ。

税法の細かな規定については割愛するが、税法上では支払額の9割しか損金として認められないとするとどうだろう。その場合、税法上で交際費として認められる損金は90,000円となる。

つまり、会計上は支払った金額100,000円が全額費用となるが、税法上は全額が損金として認められるわけではないのだ。このように会計上では費用として計上したものの、税法上は損金に含めないことを損金不算入いう。

逆に、会計上は費用とならないが、税法上は損金となる場合は**損金算入**という。

下記の例題で確認してみよう。

[例題] 次の資料に基づいて下記の各問いに答えなさい。

- ・当期の収益：100,000円
- ・当期の費用：80,000円
- ・当期の費用のうち、税法上、損金として認められない減価償却費の償却限度超過額（損金不算入額）が2,000円ある。

問1. 会計上の当期純利益の金額

問2. 税法上の課税所得の金額

[答え]

問 1. 会計上の当期純利益 = 100,000 円 - 80,000 円 = 20,000 円

問 2. 税法上の課税所得 = 100,000 円 - 78,000 円 = 22,000 円※

※別法として、会計上の利益 20,000 円に損金不算入額 2,000 円を加算して、20,000 円 + 2,000 円 = 22,000 円として計算してもよい(※損金不算入の金額だけ会計上の利益よりも課税所得が増えるため)。

▼益金不算入と益金算入

会計上は収益として計上するが、税法上は益金に算入しないことを**益金不算入**という。これとは反対に会計上は収益として計上しないが、税法上は益金に算入することを益金算入という。

[例題] 次の資料に基づいて下記の各問いに答えなさい。

- ・当期の収益 : 100,000 円
- ・当期の費用 : 80,000 円
- ・当期の収益のうち、税法上、益金として認められない受取配当金の額 (益金不算入額) が 1,000 円ある。

問 1. 会計上の当期純利益の金額

問 2. 税法上の課税所得の金額

[答え]

問 1. 会計上の当期純利益 = 100,000 円 - 80,000 円 = 20,000 円

問 2. 税法上の課税所得 = 99,000 円 - 80,000 円 = 19,000 円※

※別法 : 20,000 円 - 1,000 円 = 19,000 円

▼まとめ

損金不算入・損金算入と益金不算入・益金算入という用語は税効果会計を学ぶ以上、その意味をしっかりと理解しておく必要がある。具体的な会計処理を学ぶ前に、これらの言葉の意味を確認しておこう。

◎会計上は費用計上するが、税法上は損金とならない → 損金不算入

◎会計上は費用計上しないが、税法上は損金となる → 損金算入

◎会計上は収益計上するが、税法上は益金とならない → 益金不算入

◎会計上は集計計上しないが、税法上は益金となる → 益金算入

税効果会計その4

ここを押さえておけばOK！？税効果会計の会計処理

今回、いよいよ税効果会計の具体的な会計処理方法についてお話することになるわけだが、その前に税効果会計の目的をもう一度確認しておくことにしよう。

▼復習！税効果会計の目的とは？

この連載の第一回目で、税効果会計とは「会計上と税法上の一時的な差異を調整し、法人税等の金額と税引前当期純利益を対応させるための会計処理」と説明した。

つまり、会計上の「収益－費用＝当期純利益」と税法上の「益金－損金＝課税所得」の差異を調整するのが税効果会計というわけなのだ。前回用いた下記の例題でもう一度確認してみよう。

[例題] 次の資料に基づいて下記の各問いに答えなさい。

- ・当期の収益：100,000円
- ・当期の費用：80,000円
- ・当期の費用のうち、税法上、損金として認められない減価償却費の償却限度超過額（損金不算入額）が2,000円ある。

問1. 会計上の当期純利益の金額

問2. 税法上の課税所得の金額

[答え]

問1. 会計上の当期純利益＝100,000円－80,000円＝20,000円

問2. 税法上の課税所得＝100,000円－78,000円＝22,000円

ここまでは復習だ。

それでは追加資料として法人税等の実効税率を40%とした場合、会計上の当期純利益を基準にして計算した法人税等と、税法上の課税所得を基準にして計算した法人税等がそれぞれいくらになるのかを計算してみよう。

会計上の当期純利益を基準に計算した場合の法人税等は $20,000 \text{ 円} \times 40\% = 8,000 \text{ 円}$ で、税法上の課税所得を基準に計算した場合の法人税等は $22,000 \text{ 円} \times 40\% = 8,800 \text{ 円}$ となる。

これら二つの金額には800円の差異が生じているが、計算の基準となる当期純利益と課税所得の金額が異なるのため法人税等の金額が食い違ってくるのは当然のことだ。

つまり、この800円という金額の差異こそが、会計上の費用と税法上の損金の一時的な認識の差異であることを意味するのである。

▼会計上と税法上の一時的な差異を調整するのが税効果会計

会計上と税法上の一時的な差異によって生じた800円の差異。

これを調整するのが税効果会計なのだが、実際、どのように調整すればよいのだろう。

先の税効果会計の説明の一節を読み返してみたい、そこには「**法人税等の金額と税引前当期純利益を対応させるための会計処理**」だと書いてあったはずだ。

損益計算書に記載されている法人税等は、あくまで税法上の課税所得に基づいて計算された金額だ。

しかし、会計上の費用と税法上の損金の認識に違いがあったため、会計上の**あるべき法人税等の金額**とは異なっているのだ。

つまり、下記のように損益計算書に記載されている税法上の法人税等は8,800円だが、会計上の“あるべき法人税等の金額”は8,000円になるはずなのである。

◎税法上の課税所得 22,000 円に対応する法人税等 → 8,800 円

◎会計上の当期純利益 20,000 円に対応する“あるべき法人税等” → 8,000 円

そこで先の一節に上記の数字を当てはめて再度読み返してみると、税効果会計とは「**法人税等の金額（税法上の8,800円）と税引前当期純利益を（会計上の“あるべき法人税等の金額”8,000円になるように）対応させる会計処理**」ということになる。

ここで「確定している税法上の法人税等の金額を、なぜ、わざわざ会計基準の法人税等の金額に調整する必要があるのか？それって面倒臭いだけじゃないか！」という声が聞こえて

きそうだが、この点については後々改めて解説するつもりなので、今回は一先ず置いておいて欲しい。

▼調整は法人税等に間接的に加減する

それでは具体的に「法人税等の金額と税引前当期純利益を対応させる」にはどうすれば良いのだろうか？

答えを先に言ってしまうと、損益計算書に次のように手を加えてあげれば良い。

【調整前の損益計算書】

1	収益	100,000	
2	費用	80,000	

	税引前当期純利益	20,000	
	法人税等	8,800	

	当期純利益	11,200	
			=====

↓上記の損益計算書を次のように調整する。

【調整後の損益計算書】

1	収益	100,000	
2	費用	80,000	

	税引前当期純利益	20,000	
	法人税等	8,800	
	法人税等調整額	△ 800	8,000 ←★ここに注目！

	当期純利益	12,000	
			=====

上記の損益計算書を見てもらえばわかるように、税法上で計算した法人税等の金額 8,800 円を税引前当期純利益 20,000 円に対応すべき“会計上のあるべき法人税等”の金額 8,000 円に調整してあげれば良いのだ。

これが「会計上と税法上の一時的な差異を調整し、法人税等の金額と税引前当期純利益を対応させるための会計処理」なのである。

ただし、(ここが重要な箇所なのだが) 法人税等の納付額は税法上の処理で既に確定してしまっているため、法人税等の金額 8,800 円を直接増減させることはできない。そこで**法人税等調整額**という専用の勘定科目を用いて間接的に増減させるのがポイントとなる。

▼税金の前払い（課税の繰越）と税金の未払い（課税の見越し）

上記ではいきなり損益計算書を見てもらったが、税効果会計も簿記の会計処理である以上、やはり仕訳が必要となる。税効果会計の仕訳パターンは次の通りだ。

◎法人税等から減算する場合

(借方) 繰延税金資産 800 / (貸方) 法人税等調整額 800

◎法人税等に加算する場合

(借方) 法人税等調整額 xxx / (貸方) 繰延税金負債 xxx

ちなみに借方の繰延税金資産勘定は前払費用勘定のようなもので、「税金の前払い」という意味くらいに考えてもらえればOKだ。

今回の例題のようなケースだと「今年の税法上の法人税等 8,800 円の中には、会計上は本来であれば来期以降支払うことになるはずの法人税等（税金の前払い分）が 800 円含まれているのでマイナス調整しておきますね」というように考えれば解りやすいだろう。

一方の繰延税金負債勘定は未払費用勘定のようなもので、「税金の見越し計上」という意味になる。

実のところ税効果会計には資産負債法と繰延法という二通りの考え方があるため、ネット上で税効果会計について検索すると何だか小難しいページがゴマンと出てくるはずだ。

だが、現時点でそこまで深く掘り下げて学習する必要はない。あくまで「法人税等の金額と税引前当期純利益を対応させる」処理だと捉えてもらえればOKだ。

▼まとめ

◎税効果会計とは“損益計算書上に記載されている税法上の法人税等の金額を、当期純利益に対応した“会計上のあるべき法人税等”の金額に調整する手続きである。

◎調整額は**法人税等調整額**勘定を用いて**法人税等に間接的に加減する**。

◎法人税等から減算する場合の仕訳パターン

(借方) 繰延税金資産 xxx / (貸方) 法人税等調整額 xxx

◎法人税等に加算する場合の仕訳パターン

(借方) 法人税等調整額 xxx / (貸方) 繰延税金負債 xxx

税効果会計その5

損金不算入のケース(1)～貸倒引当金の繰入限度超過額

貸倒引当金繰入のうち、税法上の繰入限度額を超える金額は**貸倒引当金の繰入限度超過額**とって損金不算入となる。

考え方は前回学習した基本パターンの通りだ。

今回はこの「貸倒引当金の繰入限度超過額」について、具体的な例題でその処理方法を確認してみることにしよう。

▼貸倒引当金の繰入限度超過額の会計処理

[例題1] 第一期末において、貸倒引当金 500 円を繰り入れた。なお、税法上の繰入限度額は 400 円であった。実効税率は 40%とする。

(考え方)

税法上の損金が 100 円少ないため(逆の言い方をすれば会計上の費用が 100 円多すぎるため)、その分だけ当期純利益よりも課税所得が増加するはずである。

したがって“会計上のあるべき法人税等”の金額は損益計算書に計上されている税法上の法人税等の金額よりも逆に“少なくなる”はずだ。

よって、法人税等調整額の金額は繰入限度超過額 $(500 \text{ 円} - 400 \text{ 円}) \times 40\% = 40 \text{ 円}$ となり、これを損益計算書上の法人税等の金額から減算調整すれば良い。

(解答)

(借方) 繰延税金資産 40 / (貸方) 法人税等調整額 40

ここまでは前回の例題とほぼ同じである。

計算のポイントは、会計上の費用と税法上の損金の差異 $(500 \text{ 円} - 400 \text{ 円} = 100 \text{ 円})$ の分だけ法人税等の金額 $(100 \text{ 円} \times 40\% = 40 \text{ 円})$ が変動するという点だ。

会計上の当期純利益と税法上の課税所得を一旦計算して両者の税額を比較する方法も良いけれど、正直面倒なので両者の差額に対して税率をかける方法が手っ取り早くて良いだろう。

▼忘れやすいので注意してね！一時差異が解消された時の処理について

税効果会計の対象となるのは、会計上の「収益・費用」と税法上の「益金・損金」の認識の違いによって生じた差額のうち将来解消される差異で、これを一時差異と呼んでいる。

ちなみに、一時差異が解消する際に、その期の課税所得を減少させる効果があるものを**将来減算一時差異**という。逆に一時差異が解消する際に、その期の課税所得を増加させる効果があるものを**将来加算一時差異**という。

今回の貸倒引当金の繰入限度超過額は将来減算一時差異に該当する。

さてここからが本題なのだが、先の例題により生じた一時差異が第二期になって解消した場合、どのような会計処理を行えば良いのだろうか？

既にお気づきになった読者もいるかもしれないが、そう、答えは「**一時差異が発生した時の反対仕訳**」になる。

つまり今回の例題のような場合、将来減算一時差異が解消するということは、解消した期の課税所得が減少することになる。そのため「課税所得が減少する → 会計上の当期純利益の方が課税所得よりも多い → 会計上のあるべき法人税等が税法上の法人税等よりも多くなる」という図式になるのだ。

また、一時差異が解消すれば、前期から繰り越されてきた繰延税金資産勘定（いわゆる前払費用勘定のようなもの）も必要なくなるため、これを相殺消去しておく必要がある。したがって、結果として一時差異が発生した時の反対仕訳となるワケだ。

検定試験などでは設問に次のように記載される。

[例題2] 第二期になり、第一期に発生した売掛金が貸し倒れたため、例題1で設定した貸倒引当金500円を全額取り崩した。

(考え方)

前期の貸倒引当金を全額取り崩した→貸し倒れになったことにより、前期に損金不算入だった繰入限度超過額100円が税法上も損金算入できることになる※ → 一時差異が解消されたと考える。

※貸倒損失は法人税法では損金の額に算入される。そのため第一期と第二期の全期間を通して考えれば、会計上の費用（貸倒引当金繰入額500円）と税法上の損金（貸倒引当金繰入限度額400円＋貸倒損失100円＝500円）が一致することになる。つまり、一時差異が解消されたことになるのである。

(解答)

(借方) 法人税等調整額 40 / (貸方) 繰延税金資産 40

一時差異が解消した時の処理は案外忘れやすいので、本試験では十分に注意しておきたい。

▼まとめ

- ◎貸倒引当金の繰入限度超過額は一時差異（将来減算一時差異）である。
- ◎一時差異に該当するため税効果会計を適用する。
- ◎一時差異が解消した場合は「一時差異が発生した時の反対仕訳」で処理する。
- ◎一時差異が解消した時の会計処理は忘れやすいので注意！

税効果会計その6

損金不算入のケース(2)～減価償却費の償却限度超過額

減価償却費のうち、税法上の減価償却費の限度額を超える金額を**減価償却費の償却限度超過額**という。考え方は前回の貸倒引当金繰入の繰入限度超過額と同じパターンだ。

今回は「減価償却費の償却限度超過額」について、その処理方法を確認してみることにしよう。

▼減価償却費の償却限度超過額の会計処理

[例題1] 第一期末において、機械 200,000 円について定額法、残存価額 0 円、耐用年数 4 年で減価償却を行った。なお、税法上の法定耐用年数は 5 年、法人税等の実効税率は 40% とする。

(考え方)

会計上の減価償却費が $200,000 \text{ 円} \times 1/4 = 50,000 \text{ 円}$ なのに対して、税法上の減価償却費は $200,000 \text{ 円} \times 1/5 = 40,000 \text{ 円}$ であるため、減価償却費の償却限度超過額は 10,000 円である。したがって、損金不算入額 $10,000 \text{ 円} \times 40\% = 4,000 \text{ 円}$ が法人税等調整額となる。

ちなみに減価償却費の償却限度超過額は前回の貸倒引当金繰入の繰入限度超過額と同様に将来減算一時差異となるため、損益計算書に計上されている法人税等を減算調整する。

(解答)

(借方) 繰延税金資産 4,000 / (貸方) 法人税等調整額 4,000

[例題2] 第二期において、同様に減価償却を行った。

(考え方)

第一期と同様に損金不算入額に対して税効果会計を適用する。

なお、第二期においては第一期に発生した一時差異は解消していないため、一時差異解消の仕訳は不要である点に注意すること。固定資産の場合、一時差異が解消するのは固定資産を売却・廃棄した時になる。

(解答)

(借方) 繰延税金資産 4,000 / (貸方) 法人税等調整額 4,000

▼まとめ

- ◎減価償却費の償却限度超過額は一時差異（将来減算一時差異）である。
- ◎一時差異に該当するため税効果会計を適用する。
- ◎固定資産の場合、一時差異が解消するのは売却・廃棄した時である。
- ◎一時差異が解消した場合は「一時差異が発生した時の反対仕訳」で処理する。

税効果会計その7

損金不算入のケース(3)～その他有価証券の評価差額

日商簿記検定2級の出題範囲になっている税効果会計の対象は、これまでに学習してきた貸倒引当金の繰入超過額と減価償却費の償却限度超過額、そして今回学習する**その他有価証券の評価差額**の三つである。

今回の内容が処理できるようになれば、2級の税効果会計はバッチリだ！

▼その他有価証券の評価差額

その他有価証券は会計上は期末に時価評価するが、税法上は評価差額の計上が認められていない。したがって、会計上と税法上との評価額に差異が生じるため税効果会計を適用する。

ちなみに、その他有価証券の評価差額については**全部純資産直入法**と**部分純資産直入法**という二通りの処理方法があるが、2級の出題範囲は全部純資産直入法のみとなっているため、税効果会計に係る処理も全部純資産直入法を基準に話を進めることにしよう。

さて、まず最初に留意しておいて欲しいのは、前回までに学習した貸倒引当金の繰入額や減価償却費は損益計算書に計上される費用科目だったのに対して、**その他有価証券の評価差額(その他有価証券評価差額金)**は純資産の科目である点である。

具体的には以下の仕訳のように、その他有価証券評価差額金は損益計算書を經由せずに、貸借対照表の純資産の部に直接計上される。

◎簿価>時価の場合

(借方) その他有価証券評価差額金 xxx / (貸方) その他有価証券 xxx

◎簿価<時価の場合

(借方) その他有価証券 xxx / (貸方) その他有価証券評価差額金 xxx

この仕訳をみて「あれっ？」と思った人が皆さんの中にもいるかもしれない。

思い出してみよう。前回までは会計上の費用の額と税法上の損金の額が異なるため、会計上の当期純利益と税法上の課税所得とに食い違いが生じていた。したがって、損益計算書に

記載されている税法上の法人税等と会計上の“あるべき法人税等”の差異を法人税等調整額として加減調整していたのだ。

しかし、今回の評価差額金のように**会計処理が損益計算書を経ないのであれば（つまり、費用や収益として計上しないのであれば）、会計上の当期純利益も税法上の課税所得も同じ金額になるはずだ。**

そうすると、「会計上の当期純利益と税法上の課税所得の金額が同じならば、法人税等の金額に差が生じないため税効果会計を適用する意味は無いのではないだろうか？」という疑問が生じるのである。

ここが税効果会計の難しいところなのだ。

▼評価差額に税効果会計を適用する理由とは？

ちょっと小難しい話しになるが、参考程度に話を聞いておいて欲しい。

実は税効果会計には**繰延法**と**資産負債法**という二つの考え方がある。

繰延法というのは会計と税法の差異を損益計算書の視点から認識しようとする考え方で、前回までの貸倒引当金の繰入超過額や減価償却費の償却限度超過額は繰延法の視点から解説していたのだ。

ちなみに“損益計算書の視点から”というのは、一時差異の定義を損益計算書に計上されている収益・費用の額と税法上の益金・損金の額との差額に求める考え方である。

税効果会計を初めて学ぶ人にとっては繰延法の考え方が理解しやすいため、本メルマガも含めて多くのテキストでは税効果会計の導入部分を繰延法で解説している。

ところが、制度上はもう一つの資産負債法が正式な考え方として採用されているのである。

資産負債法とは会計と税法の差異を貸借対照表の視点から認識しようとする考え方で、一時差異の定義を貸借対照表に計上されている資産・負債の額と法人税法上の資産・負債の額との差額に求めている。

したがって今回の評価差額金については、前回までのような繰延法の考え方だと「税効果会計を適用する意味が無いのではないか」というように思えてくるのである。

しかし、制度上は資産負債法を採用しているため、会計上の時価評価された“その他有価証券”と税法上の時価評価されていない“その他有価証券”との間で生じる貸借対照表の資産・負債の差異を一時差異として認識して税効果会計の適用対象とするのである。

(※補足) その他有価証券の会計上と税法上との差異を一時差異として認識する理由は、将来、この“その他有価証券”を売却すると、その際の売却益に課税されるためである（売却時に一時差異が解消することになる）。

つまり、会計上の当期純利益と税法上の課税所得に差異は生じないが、将来の税金の支払いに影響を与えるため、資産負債法では評価差額を一時差異として認識するのだ。

▼具体的な会計処理方法

前回までの税効果会計に係る仕訳も思い出してみよう。

例えば貸倒引当金の繰入限度超過額や減価償却費の償却限度超過額といった将来減算一時差異の場合は次のような修正仕訳だったはずだ。

(借方) 繰延税金資産 xxx / (貸方) 法人税等調整額 xxx

この仕訳で使っている貸方側の法人税等調整額という科目は“損益計算書に計上されている(税法上の)法人税等を減算修正しますよ”という意味で用いている。

このように法人税等を直接加減して修正するのは貸倒引当金繰入や減価償却費が費用科目であり、その計算が損益計算書を経ることにより、結果として損益計算書に計上される税法上の法人税等と会計上の“あるべき法人税等”が異なるためである。

それでは今回の評価差額のように損益計算書で会計上と税法上の法人税等に差異が生じないケースでは、どのような会計処理を行えばよいのだろうか？

その答えはこうだ。

◎その他有価証券の評価差額は法人税等調整額で調整せず、**その他有価証券評価差額金**勘定を使って調整する。

つまり、「評価差額については、その計算過程が損益計算書を経ないため、損益計算書の法人税等を調整することができない(会計上も税法上も法人税等は同じ額になるため)。そこで代わりに、決算時に純資産の部に計上した“その他有価証券評価差額金”を調整することで一時差異がどのくらい生じているかを貸借対照表に表示しておこう」ということなのだ。

それでは例題を使って具体的な仕訳の手順を確認しておこう。

[例題] 当期末において、その他有価証券(帳簿価額 100,000 円)を時価 90,000 円に評価替えした。(1)決算時の評価替えの仕訳と、(2)税効果会計に係る仕訳を示しなさい。なお、その他有価証券の評価方法は全部純資産直入法を採用しており、法人税等の実効税率は 40%とする。

(1) 評価替えの仕訳

(借方) その他有価証券評価差額金 10,000 / (貸方) その他有価証券 10,000

(2) 税効果会計に係る仕訳

(借方) 繰延税金資産 4,000 / (貸方) その他有価証券評価差額金 4,000

★税効果会計に係る仕訳のポイント

今回のように簿価 100,000 円 > 時価 90,000 円のような場合だと、両者の差である評価差額金（評価差損）10,000 円は将来減算一時差異となる。したがって、借方側は“法人税等の前払い”を意味する繰延税金資産勘定を用いる。

一方の貸方側は法人税等調整額の代わりに「その他有価証券評価差額金」勘定を用いて調整する。もし、簿価 < 時価のように評価差益になるような場合には“法人税等の未払い”を意味する繰延税金負債勘定を用いて次のような仕訳を行う。

(借方) その他有価証券評価差額金 xxx / (貸方) 繰延税金負債 xxx

このように、その他有価証券を保有していることによって生じる「将来の税負担軽減効果（税金の前払い）」や「将来の税負担増加効果（税金の未払い）」を貸借対照表上で表現しているのである。

▼まとめ

税効果会計を学習する際には、考え方としては繰延法が圧倒的に理解しやすい。

しかし制度上は資産負債法を採用することで、評価差額のような（その計算過程が）損益計算書を経ないものについても、将来の税負担を繰延税金資産や繰延税金負債として貸借対照表上で表現できるという点が税効果会計を理解する際のポイントとなるのだ。

◎税効果会計には繰延法と資産負債法という二つの考え方がある。

◎制度的には資産負債法が採用されている。したがって、その他有価証券評価差額金も税効果会計の対象となる。

◎一時差異に該当するため税効果会計を適用する。

◎評価差額は損益計算を経ないため、税効果会計に係る仕訳では法人税等調整額で調整せず、その他有価証券評価差額金を使って調整する。

◎一時差異が解消するのは、その他有価証券を売却した時。

税効果会計その8

貸借対照表上の表示区分

前回までの内容で2級出題範囲における税効果会計の会計処理は一通り終了した。

そこで今回は繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照表上の表示区分について確認しておこう。

▼表示区分はミスしやすいので注意が必要！

繰延税金資産と繰延税金負債は貸借対照表上の資産と負債の部にそれぞれ表示することになるが、下記のように流動資産（流動負債）と固定資産（固定負債）のいずれに区分表示するかについては十分な注意が必要となる。

◎繰延税金資産→流動資産 or 固定資産

◎繰延税金負債→流動負債 or 固定負債

そしてここが重要なところなのだが、流動と固定のいずれに区分表示するかについては、**その差異が生じた資産・負債の区分にもとづいて区分される**ことになる。

具体的な例を挙げると、例えば売掛金に対して設定された貸倒引当金の繰入限度超過額により生じた繰延税金資産の場合、このときの貸倒引当金は売掛金（流動資産）に対する評価勘定であるため、繰延税金資産も流動資産として区分表示することになるのだ。

一方で、その他有価証券評価差額金（評価益の場合）により生じた繰延税金負債は、その他有価証券が固定資産なので固定負債として区分表示することになる。

このように、繰延税金資産と繰延税金負債は差異が生じた資産・負債の区分によって貸借対照表上の流動・固定に区分表示される点に注意が必要なのである。

▼繰延税金資産と繰延税金負債の相殺表示

さらに、繰延税金資産と繰延税金負債は下記のように流動項目同士、固定項目同士を相殺して純額で表示することになっている。

◎流動項目に表示される繰延税金資産（流動資産）と繰延税金負債（流動負債）を相殺して純額表示

◎固定項目に表示される繰延税金資産（固定資産）と繰延税金負債（固定負債）を相殺して純額表示

なお、流動項目と固定項目の繰延税金資産・繰延税金負債は表示区分が異なるため相殺しない点に注意すること！

▼まとめ

◎繰延税金資産と繰延税金負債は、差異が生じた資産・負債の区分にもとづいて流動・固定の各項目に区分して表示する。

◎流動項目に表示される繰延税金資産（流動資産）と繰延税金負債（流動負債）は相殺して純額で表示する。

◎固定項目に表示される繰延税金資産（固定資産）と繰延税金負債（固定負債）は相殺して純額で表示する。

◎流動・固定の区分表示が異なる項目の繰延税金資産と繰延税金負債は相殺しない。

例：繰延税金資産（流動資産）← 相殺してはダメ →繰延税金負債（固定負債）

当レジュメは簿記塾オッジの公式メルマガ「オッジ通信・平成30年3月16日号」から全8回にわたって連載された2級の新出題範囲「税効果会計」について解説した記事をまとめたものです。

著作権は簿記塾オッジに属しますが、出典明記のうえ、ご自由に転載・転送ください。